

株式会社アクセル コーポレート・ガバナンス ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、株式会社アクセル（以下、「当社」という）が定める企業理念の実現を通じて、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を踏まえた上で、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、最適なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的とする。
(基本原則2、基本原則4)

アクセル企業理念

Mission：洗練された製品・サービスの創造を通じ、世の中の革新に貢献しよう

Vision：先端テクノロジー企業として、グローバルに活躍することを目指そう

Values：顧客の満足を第一としよう

プロフェッショナルとして挑戦することを楽しもう

多様性を尊重し、仲間と、より大きなことを為そう

スピードを上げよう

(企業理念・中期経営計画・行動規範)

第2条 当社は中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念を策定するとともに、この企業理念をもとに中期経営計画（収益計画、業績目標、資本政策含む）を策定する。中期経営計画の策定に当たっては、自社の資本コスト（加重平均資本コスト等）を適確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示する。また、毎期の進捗状況等を分析した上で、必要に応じて事業構造の見直しや新たな研究開発投資、人材投資等を含む経営資源の配分計画の修正を行う。当社はこれら企業理念、中期経営計画の実現を目指し、すべてのステークホルダー共通の企業価値向上に努める。（原則2-1、原則3-1(i)、原則4-1、原則5-2）

2. 当社は、リスクテイクを支える環境を整備し、コンプライアンス（法令・規則・定款及び社会規範等の遵守）を含む行動規範を定め、これを日々の活動の基礎とし、社会的責任の遂行に努め、これが役職員一人一人まで広く浸透し、遵守されるようにする。また、取締役会はそれらが遵守されているか否かのレビューを定期的に実施する。（原則2-2、補充原則2-2①、原則4-2、原則4-3、補充原則4-3②）

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第3条 当社は、企業理念に定める「Mission」「Vision」「Values」の価値観を共有して事業に取り組む。また、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指す。
(原則3-1(ii))

2. 当社は常に最適なコーポレート・ガバナンスを追求し、その改善に継続的に取り組む。(原則3-1(ii))

(2) コーポレート・ガバナンスの基本体制

- A) 経営の監督と業務執行の分離を進め、社外取締役による取締役会の監査・監督機能の向上を図ると同時に、重要な業務執行の決定を取締役に委任することで迅速かつ果断な意思決定を可能とするため、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用する。また、最適なガバナンス体制を模索し、統治機構の更なる充実を図る。(原則4-10)
- B) 代表取締役社長の意思決定を支える諮問機関として、業務執行取締役及び執行役員を中心に構成される事業推進会議を開催し、取締役会が取締役に委任した重要な業務執行の決定を補佐し、経営の意思決定の迅速化・効率化を図ると同時に、業務執行取締役の適切なリスクテイクを支える環境を整備する。また、取締役会が取締役に委任する範囲は「取締役会決議による取締役に委任する重要な業務執行の決定事項」として取締役会で決議し、その概要を開示する。(補充原則4-1①、原則4-2)
- C) 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続きと併せて開示する。また、監査等委員である取締役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任する。(原則4-11、補充原則4-11①)
- D) 取締役会は、業務執行取締役の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、客觀性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定するとともに、中長期的な業績と連動する報酬の割合等を適切に設定する。(原則4-2、補充原則4-2①)
- E) 監査等委員会は、会社法の定めに従い過半数を社外取締役で構成する。また、取締役会における経営の監督機能を強化するため、監査等委員には複数名の独立社外取締役を選任する。また、常勤の監査等委員を置くことにより、情報収集力を高め監査の実効性を確保する。(原則4-6、原則4-8)
- F) 独立社外取締役、特に監査等委員である取締役は取締役会の議事への参加を通じて自由な意見交換を行い、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、各取締役の自己評価結果に対する分析も含め、適切な関与・助言を行う。(補充原則4-10①)
- G) CSR(社会的貢献)について、役職員一人一人に広く認識・浸透させるため、CSRに関するビジョンを策定し広く周知する。(原則2-3)

第2章 株主との関係

(議決権の尊重)

第4条 当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主の議決権が適切に行使できるように努める。(基本原則1、原則1-1、原則1-2)

2. 当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応する。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針を検討・承認し、開示する。（基本原則 5、原則 5-1）

3. 株主との実際の対話（面談）は、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で経営陣幹部又は取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とする。（補充原則 5-1①）

4. 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載する。（補充原則 5-1②）

- (1) 株主との対話全般について、下記（2）～（5）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣又は取締役の指定。
- (2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策。
- (3) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取り組み。
- (4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックを行うための方策
- (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

5. 当社は株主が適切に議決権を行使できるようにするために、株主総会招集通知を早期に発送する。また、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、招集通知の内容がすでに固まっているのであれば、TDnet や自社のWEBサイトにその情報を公表し、その内容の検討時間を確保する。（補充原則 1-2①、1-2②）

6. 当社は機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進める。また、必要に応じて、株主構造の把握に努める。（補充原則 1-2④、補充原則 5-1③）

7. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は信託銀行等と協議しつつ検討を行う。（補充原則 1-2⑤）

（傍聴か出席かを区別したうえで、議決権行使の重複を防ぐための措置を図る）

（株主総会）

第5条 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主が適切に議決権を行使することができるよう、開催日時、開催場所等の適切な設定に努める。（原則 1-2③）

2. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、取締役会は反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行う。(補充原則 1-1①)

3. 取締役は株主との信頼関係を醸成するために、株主総会において株主に十分な説明を行い、質疑応答を尽くす。(原則 1-1、原則 1-2)

(資本政策)

第6条 資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、当社は資本政策の基本的な方針について説明を行う。(原則 1-3)

(株主の権利・平等性の確保)

第7条 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO 等を含む)については、既存株主の権利を不当に害することの無いよう、取締役会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。(原則 1-6)

2. 当社は、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示する。また、毎年、取締役会で、主要な政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示する。また、会社は政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行う。(原則 1-4)

3. 当社の株式を保有している企業との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、当社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。また、当該企業から当社株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げるような行為は行わない。(補充原則 1-4①、補充原則 1-4②)

4. 買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身目的としてとられないように、その導入・運用については、取締役会はその必要性・合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

また、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を明確に説明し、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。(原則 1-5、補充原則 1-5①)

5. 当社は株主の権利の重要性を踏まえ、権利の実質的な平等性が確保されるよう十分に配慮する。(補充原則 1-1③)。

6. 当社は総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、取締役会のコーポレート・ガバナンスに関する体制整備状況を考慮し、適切と判断する場合には、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましいものとして上記提案を行う。(原則 1-1②)

(株主の利益に反する取引の防止)

第8条 当社は株主の利益を保護するため、取締役、従業員などの当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行わないよう防止することに努める。(原則 4-3)

2. 取締役は、会社法、取締役会規程及び取締役会細則に基づき、取締役会及び監査等委員会の承認を得なければ、利益相反取引及び競業取引を行ってはならない。(原則 4-3)

3. 当社は前項に定める取引が行われた場合には、その重要な事実を適切に開示する。(基本原則3、原則 4-3)

4. 当社は当社関係者が内部者取引を行うことを未然に防止するため、未公表の重要事実の取り扱いに関する規則を定め、これを厳格に運用する。(原則 4-3)

5. 当社は、その役員や主要株主等との取引（関連当事者間取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを定めてその枠組みを開示する。また、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行う。(原則 1-7)

第3章 株主以外のステークホルダーとの協働

第9条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。(基本原則 2、原則 4-5)

2. 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題について、的確に対処するとともに、これらの課題に積極的・能動的に取り組む。(原則 2-3、補充原則 2-3①)

3. 当社は、「社内に異なる経験、技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る。」との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保に努める。(原則 2-4)

4. 当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑惑を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑惑が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行う。取締役会は、こう

した体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督するため、情報提供者の秘匿や不利益取扱の禁止に関する規律を設ける。(原則 2-5、補充原則 2-5①)

第 4 章 適切な情報開示と透明性の確保

第 10 条 当社は、株主（投資家）にとり有用と思われる情報は、ポジティブ、ネガティブ情報にかかわらず、適宜適切に開示する。また、情報（法令に基づく開示を含む）の開示に当たっては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるよう留意する。(基本原則 3、補充原則 3-1①)

2. 当社は、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報を含む情報開示の方針を策定し、その体制を整備する。(基本原則 3)

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きを開示する。(原則 3-1 iii)

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを開示する。これを踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補の指名を行う際の個々の選任・指名について説明する。(原則 3-1 iv, v)

5. 当社は、自社の株主における海外投資家の比率を踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報開示・提供を進める。(補充原則 3-1②)

第 5 章 取締役会の責務

第 11 条 取締役会は、会社の目指すところ（企業理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や中期経営計画等について建設的な議論を行う。重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえる。また、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因を分析し、株主に説明するとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。(基本原則 4、原則 4-1、補充原則 4-1②)

2. 取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映する。また、取締役会は適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。(原則 4-3、補充原則 4-3①)

3. 取締役会は、代表取締役社長等の後継者の計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、その情報を共有し適切に監督する。(補充原則 4-1③)

4. 取締役会は、C E Oの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたC E Oを選任する。また、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、C E Oがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、C E Oを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立する。(補充原則 4-3②、補充原則 4-3③)

5. 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。(原則 4-12)

6. 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図る。(補充原則 4-12①)

- (1) 重要な議題がある場合は、取締役会の資料を、会日に十分に先立って配布する。
- (2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報（要点を把握しやすいように整理・分析された形で）を提供する。
- (3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておく。
- (4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定する。
- (5) 審議時間を十分に確保する。

6. 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。(原則 4-11、補充原則 4-11③)

(取締役の役割・責務)

第 12 条 取締役の任期は、監査等委員でない取締役は 1 年、監査等委員である取締役は 2 年とし、それぞれ株主総会で選任される。

2. 取締役は善管注意義務及び忠実義務を負う。

3. 取締役は、その職務を執行するにあたり、十分な情報を収集することに注意を払い、取締役会において説明を求め、お互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、意思決定過程が合理的であることを確認してから議決権行使する。

4. 取締役は、取締役会の議題を提案する権利及び取締役会の招集を求める権利を適宜適切に行すことにより、知り得た会社の経営課題の解決を図る。

5. 取締役（特に社外取締役）は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り分けなくてはならない。取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、当社はその兼任状況を毎年開示する。(補充原則 4-11②)

6. 取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために、必要に応じ会社に対して追加の情報提供を求めることができる。また、当社は取締役の支援体制を整える。(原則 4-13、補充原則 4-13①)

7. 取締役は、必要と考える場合には、当社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。(原則 4-13、補充原則 4-13②)

8. 当社は、取締役と内部監査部門との連携を確保する。また、社外取締役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう体制を整備する。(補充原則 4-13③)

9. 当社は、新任者をはじめとする取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。就任後においても継続的に更新の機会を得る。取締役会はこうした対応が適切にとられているか否かを確認するとともに、トレーニングの方針を開示する。(原則 4-14、補充原則 4-14①、②)

(独立社外取締役の役割・責務)

第 13 条 当社は、独立社外取締役に以下の役割・責務を期待し、その有効な活用を図る。(原則 4-7)

- (1) 「経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る。」との観点から助言を行うこと。
- (2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
- (3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること。
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること。

2. 取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示する。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努める。(原則 4-9)

3. 取締役（社外取締役含む）は、当社の企業理念、経営環境の変化などの状況について、取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受ける。また、取締役会は円滑な情報が提供されているかを確認する。(原則 4-13)

4. 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、必要に応じて、独立社外者のみで構成する会合を開催し、自由に議論することができる。また、複数名の独立社外取締役がいる場合は、会社との連携を強化する目的から、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することができる。(補充原則 4-8①、原則 4-8②)

(代表取締役の役割・責務)

第 14 条 代表取締役は、取締役会から委任された業務執行に関する権限を有する責任者であり、当社の企業理念の実現、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた最善の業務執行に関する意思決定を行い、経営戦略を実行しなければならない。

2. 代表取締役は、社会的責任を組織全体に浸透させるとともに、法令遵守体制及びリスク管理を含む内部統制システムを構築し、その実効性を評価するとともに、継続してその改善を図る。(原則 2-2、原則 2-3、原則 4-3、補充原則 4-3②)

(監査等委員である取締役及び監査等委員会の役割・責務)

第 15 条 監査等委員である取締役及び監査等委員会は、取締役の一員としての妥当性監査を含めた取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。また、監査等委員である取締役及び監査等委員会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとする「守りの機能」があるが、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、取締役会での議決権を通じて経営の基本方針の決定に関与するなど、能動的・積極的にその権限行使し、取締役会において、あるいは経営陣に対して適切に意見を述べる。また、監査等委員である取締役及び監査等委員会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保する。(原則 4-4、補充原則 4-4①)

2. 監査等委員会は、取締役の職務執行の監査に必要な事項に関し、当社の取締役、使用人及び会計監査人から適時適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。(原則 4-13、補充原則 4-13③)

3. 監査等委員会は、その職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続き等を定める。

4. 監査等委員会は必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くことができる。また、当該使用人は、監査の客觀性を確保するために業務の指揮命令等からの独立性を確保する。

(内部統制の整備)

第 16 条 内部統制の充実は、全てのステークホルダーの信頼を得る重要な要素であり、取締役会は、会社法、金商法、東証上場規程、監査等委員会監査等基準等に基づき、必要な体制を整備する。(原則 4-3、補充原則 4-3②)

(外部会計監査人)

第 17 条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。(原則 3-2)

監査等委員会は下記の対応を行う。(補充原則 3-2①)

- (1) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (2) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

取締役会及び監査等委員会は下記の対応を行う。(補充原則 3-2②)

- (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (2) 外部会計監査人からの経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (3) 外部会計監査人と監査等委員である取締役、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (4) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第6章 その他

(改正)

第18条 本ガイドラインの改定は取締役会決議による。

附則

平成27年10月15日 制定

平成28年 6月18日 改正

平成30年 6月16日 改正

平成30年11月26日 改正

2019年 4月 1日 改正